令和７年度

郡上市立幼児教育センターみなみ園　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 岐阜県郡上市八幡町島谷２２８番地 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | 0575-67-1121・0575-67-1711 |
| 代表者氏名 | 郡上市長　山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | * 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例
* 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則
* 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
* 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例
* 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する規則
 |

２　施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 保育園（０歳児から年中児）、幼稚園（年長児） |
| 名称 | 郡上市立幼児教育センターみなみ園 |
| 所在地 | 岐阜県郡上市美並町白山１２７１番地 |
| 電話番号・ＦＡＸ | 0575-79-2147・0575-79-3759 |
| 施設長氏名 | 戸上　仁美 |
| 開設年月日 | 平成１５年４月１日 |
| 利用定員 | 年齢児 | 0歳児 | 1･2歳児 | 年少児以上 | 年長児 | 計 |
| 1号認定(幼稚園部) | － | － | － | 50人 | 50人 |
| 2号認定(保育園部) | － | － | 50人 | － | 50人 |
| 3号認定(保育園部) | 10人 | 10人 | － | － | 20人 |
| 合計 |  |  |  |  | 120人 |
| 取扱う保育事業 | 平日保育、希望保育、延長保育、一時預かり保育 |

３　施設・設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地面積 | ３，２０８㎡ |
| 園舎(保育園) | 構造 | 木造平屋建（一部鉄筋コンクリート造） |
| 延床面積 | ８１７．８８㎡ |
| 施設設備の数と面積(保育園) | 乳児ほふく室 | ２室 | ５９．６２㎡×１室４３．０７㎡×１室 |
| 保育室 | ４室 | ４６．３７㎡×４室 |
| 遊戯室 | １室 | １２５．８７㎡ |
| 調理室 | １室 | ５０．３７㎡ |
| 調乳室 | １室 | ６．６３㎡ |
| 幼児用トイレ | 小便器　３ケ大便器　３ケ×２箇所 | １４．９０㎡×２カ所 |
| 職員用トイレ | １箇所 | ８．２８㎡ |
| 共用部分他 | ３０８．７６㎡ |
| 園舎（幼稚園） | 構造 | 木造平屋建（一部鉄筋コンクリート造） |
| 延床面積 | ７６４．０８㎡ |
| 施設設備の数と面積(幼稚園) | 教室 | ２室 | ５２．１７㎡×２室 |
| 幼児用トイレ | １室 | １６．４８㎡ |
| 子育てサロン室 | １室 | ７９．４９㎡ |
| 一時預かり保育室 | １室 | ３３．１２㎡ |
| 子育て相談室 | １室 | １９．８７㎡ |
| 多目的トイレ | １箇所 | １６．５９㎡ |
| 医　務　室 | １室 | １１．５１㎡ |
| 事務室 | １室 | １０７．６５㎡ |
| 共用部分他 | ３７５．０３㎡ |
| 屋外運動場 | １箇所 | １，２９６．００㎡ |
| 屋外プール | １箇所 | ２００．００㎡ |
| 遊具庫 | １箇所 | ３０．００㎡ |
| 畑 | １箇所 | １００．００㎡ |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 子どもの健やかな成長を願い、養護と教育が一体となった保育を充実させると共に、地域の子育て支援を積極的にすすめ、保護者から信頼され、地域から愛される開かれた園を目指す。 |
| 運営方針 | 心豊かに、たくましく生きる子の育成「考える子」　 ・自分の思いが表現できる子・意欲的に取り組む子「やさし子」　 ・友達と仲良くする子　　　　　　　 ・思いやりの心がもてる子「たくましい子」 ・自分のことが自分でできる子・最後までやりぬく子 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | 　　　１人　（ 資格：保育士、幼稚園教諭 ） |
| 園長補佐 | 　　　１人　（ 資格：保育士、幼稚園教諭 ） |
| 保育士、幼稚園教諭 | 　　　９人　（ 資格：保育士、幼稚園教諭 ） ※入所人数により変動有 |
| 調理員（栄養士除く） | 　　　１人　（常勤：１人） |
| 栄養士 | 　　　１人　（常勤：１人） |
| 事務員 | 　　　１人　（常勤：１人） |

６　保育・教育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日～土曜日 |
| 休所日 | （１） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（２） 日曜日（３） 年末年始の12月29日から翌年の1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)（４） 夏季・冬季休業日及び保育期末・保育始めの休業日は別に定める（５） 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め、市及び教育委員会の承認を得た日 |

７　保育・教育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前７時００分から午後７時００分まで |
| 土曜日 | 午前７時００分から午後７時００分まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時００分から午後６時００分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前７時００分から午後６時００分まで |
| 延長保育時間 | 夕：午後６時００分から午後７時００分まで |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前８時００分から午後４時００分まで |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前８時００分から午後４時００分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前７時００分から午前８時００分まで夕：午後４時００分から午後７時００分まで |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 副食費 | 月額　３，７００円（年少児、年中児、年長児のみ） |
| 主食提供 | 月額　３００円（年少児、年中児、年長児のみ） |
| 延長保育料 | １時間あたり　１００円 |
| バス利用料（協力金） | 月額　２，０００円（利用者のみ） |
| その他別表に定める料金 | 教材費（年長児のみ）　月額７００円 |
| 月刊絵本　月額４００円程度（未満児・年少児のみ） |
| ＰＴＡ会費　月額３００円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| 利用料（利用者負担） 　　口座振替払　　翌月の１０日副食費・主食費　　　　　　　　　　　　口座振替払　　翌月の１０日バス協力金（利用者のみ）　　　　　　　口座振替払　　翌月の１０日教材費（年長児のみ）　　　　　　　 　 口座振替払　　年4回月刊絵本（未満児・年少児のみ） 　　 口座振替払　　年4回ＰＴＡ会費　　　　　　　　　　　　 口座振替払　　年1回（１年分） |

10　提供する保育・教育の内容

|  |
| --- |
| 児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法その他関係法令等を遵守し保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。 |

＜毎日の保育・教育の流れ＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時間 | ０・１・２歳児 | 時間 | 年少・年中・年長児 |
| 7:00 | 早朝保育保育標準時間（11時間）開始順次登園 | 7:00 | 早朝保育保育標準時間（11時間）開始順次登園 |
| 8:009:009:159:2010:5011:0012:0014:0014:15 | 保育短時間（8時間）開始順次登園おむつ交換、排泄おやつ朝の会なかよし遊び（室内外）片づけ給食（年齢によって前後します）片づけお昼寝目覚めおやつおむつ交換、排泄なかよし遊び | 8:009:00　　　　11:0011:3013:0014:0014:30 | 保育短時間（8時間）開始順次登園朝の会クラス活動なかよし遊び（室内外）片付け給食（年齢によって前後します）片づけなかよし遊び（室内外）クラス活動※午睡（夏季）おやつ帰りの会 |
| 15:00 | 順次降園 | 15:00 | 順次降園 |
| 16:0018:0019:00 | 保育短時間終了保育標準時間終了延長保育終了 | 16:0018:0019:00 | 保育短時間終了保育標準時間終了延長保育終了 |
|

＜保育計画（年間）＞

　　年度開始時に学年ごとにお知らせします。

＜クラス編成＞　学年の人数によりクラス数が変動します。　　令和７年4月1日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢児 | ク　ラ　ス　名 |
| ０・１歳児 | ひよこ |
| ２歳児 | うさぎ |
| 年少児 | ぱんだ |
| 年中児 | こあら |
| 年長児 | すみれ |

11　給食等について

＜給食の提供について＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | 提　供　内　容 |
| おやつ（午前） | 給　食 | おやつ（午後） |
| 主食 | 副食 |
| ０・１歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 年少児 | なし | ○（火・木） | ○ | ○ |
| 年中児 | なし | ○（火・木） | ○ | ○ |
| 年長児 | なし | ○（火・木） | ○ | ○ |

|  |
| --- |
| ・自園にて調理を行います。・主食は、月、水、金は、主食（ご飯）をご持参ください。火、木曜日はご飯又はパンを提供します。・献立の提供　毎月献立表をお渡しします。・食育の取組　食育計画に基づき、食育指導を随時実施しております。 |

＜アレルギー対応について＞

アレルギー対応マニュアルに基づき、保護者、園長、園長補佐、担任保育士、栄養士でアレルギー対応会議を随時開催し、適切な対応に努めています。

12　保護者に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・住所を確認するもの（児童票）・保護者の緊急連絡先・児童の健康や体調を確認するものなど |

（２）準備していただくもの

|  |
| --- |
| ・通園かばん　・給食袋　・ふきん　・ティッシュ　・コップ　・箸　・箸入れ・歯ブラシ・手拭タオル、おしぼりタオル　・水筒　・絵本袋　・着替え袋・シューズ　・カラー帽子　・防災頭巾　・雑巾　・午睡布団など（詳しくは入園のしおりをご参照ください） |

（３）服装について

|  |
| --- |
| ・動きやすく着脱しやすい、汚れてもよい服装・スカートや、スカート付きズボン・キュロットなどのひっかかりやすい服は避けてください。 |

13　登園・降園について

（１）登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・園の駐車場に駐車してください。（一部、駐車禁止スペース有）・駐車場では、園児及び園児以外のお子さんと手をつなぎ、他の自動車等に十分注意してください。・駐車場内で発生した事故等については、当園では責任を負いません。 |

（２）通園バス利用について

|  |
| --- |
| 通園バスご利用の方は、郡上市立幼稚園バス利用申込書兼通園バス利用誓約書を提出してください。・バス協力金　　　月額　２，０００円　　　　　　　　　口座振替払（翌月１０日に保育料等と併せて引落し）・通園バスは安全が確保できる場所、公共用地等にて停車いたします。・通園バスは運行時刻表により運行いたします。 |

14　園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 保育・教育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの２４時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

|  |
| --- |
| 園児内科検診　０～年中児　２回（５月～６月及び１０月～１１月） 年長児　　 １回（５月～６月）歯科検診　　　全園児　　 １回（５月～６月）尿検査　　　　全園児　 １回（５月）耳鼻科検診　　年長児　　１回（４月～５月） |

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に則り、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

（２）健康管理、病気のときの対応、感染症対策について

　　　入園のしおりを参照してください。

16　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | ばんの内科 |
| 医　院　長　名 | 坂野　昭八 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市美並町白山７７９番地 |
| 電　話　番　号 | 0575-79-2013 |

17　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 太田歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 太田　泰之 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市美並町白山1345番地1 |
| 電　話　番　号 | 0575-79-3771 |

18　地域防災拠点、広域避難場所

　　園近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定緊急避難場所 | 郡南中学校体育館、日本まん真ん中センター |
| 指定避難所 | 郡南中学校体育館 |

20　緊急時における対応

|  |
| --- |
| 保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合ときは、まずは保護者の指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医叉は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。 |

　＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 郡上警察署美並駐在所 | 0575-79-2145 |
| 郡上消防本部南出張所 | 0575-79-3999 |
| 郡上市役所美並振興事務所 | 0575-79-3111 |

21　非常災害時の対策

　　非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 古屋　好美 |
| 避難訓練 | 避難訓練計画に基づき実施 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター） |
| 保険の内容 | 医療費医療保険並みの療養する費用の4/10を給付※1/10は療養費に伴って要する費用として加算されたもの・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金＜治った後に障がいが残った場合＞・障がいの程度に応じて、4,000万円（第1級）から88万円（第14級）を給付・ただし登園中の場合は、2,000万円から44万円を給付 |
| 死亡見舞金・3,000万円を給付・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,500万円を給付 |
| 掛金 | 年額　保育園２１０円（年額375円のうち市が165円を負担）　　　幼稚園１７０円(年額295円のうち市が125円を負担) |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価を年１回実施 |
| 園の外部評価 | 実施方法：保護者に園評価を年１回依頼評議委員による評価を年１回実施 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情解決責任者 | 園　　長　　　戸上　仁美 |
| 相談・苦情受付担当者 | 園長補佐　　　山田　昌子 |
| 第三者委員（みなみ園評議員） | 松山　 章　　　 0575-79-2034加藤　茂久　　　0575-79-2109山下　珠美　　　0575-79-3349和田　知生　　　0575-79-2265清水　紀克　　　090-6808-9192 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| ・一時預かり保育の実施　郡上市一時預かり事業実施要綱に基づき実施しています。　　3歳未満児　1日　1,600円　半日　800円　　3歳以上児　1日　1,000円　半日　500円　　給食費　1食　200円・子育て支援事業　毎週木曜日は園庭開放を実施し、未就園の親子向けに子育ての悩み相談や交流、お子さんの遊ぶ機会を設けています。 |

26　法令遵守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 郡上市立幼児教育センターみなみ園長 | 戸上　仁美 |